

茨城県における海区漁業調整委員会の委員選任等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第138条第1項及び第139条第1項の規定により、海区漁業調整委員会の委員（以下「委員」という。）を選任するための手続に関し、法及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）並びに海区漁業調整委員会の委員の定数を定める条例（令和2年茨城県条例第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員の資格)

第2条 委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができ、委員選任予定日において次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法第138条第4項第1号から第3号に規定する者
- (2) 法第140条に規定する者
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者

(推薦の求め及び募集の区分)

第3条 法第139条第1項の規定による推薦の求め及び募集は、次の方法によるものとする。

- (1) 個人推薦 個人3名以上による候補者の推薦
- (2) 団体推薦 団体による候補者の推薦
- (3) 一般応募 委員になろうとする個人の応募

(委員の区分)

第4条 個人又は団体から委員の推薦を受ける者及び委員の募集に応募する者（以下「委員候補者」という。）は、第2条に定める委員の資格を有し、任命予定日において、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する者でなければならない。

- (1) 漁業者・漁業従事者委員 法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者をいう。
- (2) 学識経験委員 法第138条第7項に規定する資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者をいう。
- (3) 中立委員 法第138条第7項に規定する海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者をいう。

(推薦手続)

第5条 第3条第1号及び第2号の規定により推薦しようとする者は、次の手続を経るものとする。

- (1) 第3条第1号に規定する個人推薦に当たっては、代表者が委員の区分に応じて、別に定める様式により推薦書を知事に提出するものとする。
- (2) 第3条第2号に規定する団体推薦に当たっては、団体の代表者が委員の区分に応じて、別に定める様式により推薦書を知事に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、県議会又は県議会議員は、委員の推薦を行うことはできない。

(応募手続)

第6条 第3条第3号の規定により応募しようとする者は、委員の区分に応じて、別に定める様式により応募申込書を知事に提出するものとする。

(推薦の求め及び募集の周知)

第7条 法第139条第1項の規定による委員の推薦の求め及び募集に当たっては、次の方法により周知に努めるものとする。

- (1) 県のホームページへの掲載
- (2) その他知事が適当と認める方法

第8条 推薦の求め及び募集の期間は、1か月程度とし、その都度定めるものとする。

2 前項に定める期間は、知事が必要と認めるときは、これを延長することができる。

(委員候補者の公表)

第9条 知事は、第5条及び第6条の規定に基づく委員候補者に関する情報について、これを整理し、茨城県ホームページに推薦の求め及び募集の期間の中間及び当該期間終了後遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表する事項は、規則第44条各号（第1号及び第3号に規定する住所を除く。）及び第45条に掲げる事項とする。

(委員候補者の評価)

第10条 知事は、委員候補者を評価するに当たり、海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。なお、評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

2 評価委員会は、候補者を評価したときは、その結果を知事に報告するものとする。

(委員の任命)

第11条 知事は、評価委員会の意見の報告を受け、委員に任命する予定の者を決定の上、当該者について、県議会の同意を得て委員に任命するものとする。

(委員の補充)

第12条 知事は、罷免、失職又は辞任等により委員に欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続きに基づき、委員の補充に努めなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。ただし、令和2年11月30日までの間は、「漁業法」とあるのは「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の新漁業法」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年11月28日から施行する。